

講義録レポート

講義録コード 06-13-9-101-04

講 座	社会保険労務士	テーマ	受験経験者のための戦略的学習法
目標年	2013年合格目標		～H24年度試験からみる傾向と対策、合格発表までの過ごし方～
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	高橋 比沙子 先生	講義録 枚数	1 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	3 枚	

配布教材	・受験経験者のための戦略的学習法 (3枚)
備考	

高橋(比)

先生

黒板内容

板書なし

受験経験者のための戦略的学習法

(H24 年度試験からみる傾向と対策、合格発表までの過ごし方)

1. 平成 24 年度本試験の傾向

《択一式》

- ・雇用保険、一般常識 の難易度が高いが、その他の科目は、基本事項からの出題が多い。
- ・一見、難しく見える問題でも正解は、基本事項や推論で導き出せる問題が多い。
- ・組み合わせ問題が数問あった。

24 年度択一分析 (TAC 分析による)

基本 45 問 応用 19 問 難問 6 問

《選択式》

- ・社一、厚生年金保険法については、難易度が高いが、その他の科目は基本事項からの出題が多い。
- ・難易度が高い科目でも、読解力、推論力で正解が可能なものもある。

24 年度選択分析 (TAC 分析による)

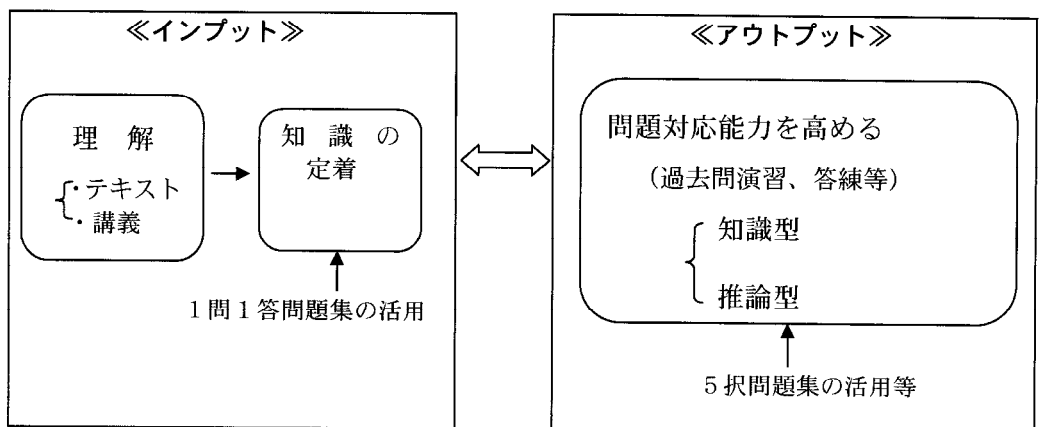
基本 28 問 応用 9 問 難問 3 問

(24 年度本試験のポイント)

- ① 基礎知識の理解と正確な記憶
- ② 読解力、推論力
- ③ 問題を解く技術
- ④ 法改正

2. 本試験対策のポイント

【総論】



【各論一 平成 24 年度本試験問題を例にして】

(1) 基本事項を確実にものとする

例題 (平成 24 年度 択一 厚年 問 5)

離婚時における厚生年金保険の保険料納付記録の分割について、離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間に関する次のアからエの記述のうち、みなし被保険者期間が含まれるものの組合せは、後記 A から E までのうちどれか。

- ア 遺族厚生年金の支給要件 (厚生年金保険法第 58 条第 1 項第 4 号該当) となる被保険者期間
- イ 60 歳台前半の老齢厚生年金の支給要件 (被保険者期間 1 年以上) となる被保険者期間
- ウ 振替加算の支給停止要件 (配偶者自身の厚生年金保険の被保険者期間 240 月以上) となる被保険者期間
- エ 加給年金額の加算要件 (被保険者期間 240 月以上) となる被保険者期間
- オ 特例老齢年金及び特例遺族年金の支給要件となる被保険者期間
- カ 60 歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の額を計算するときの被保険者期間

A (アとウ) B (アとオ) C (イとカ) D (ウとエ) E (エとオ)

《正 解》 A

(2) 読解力、推論力を高める (問題対応能力を高める)

例題 1 (24 年度 択一 常識 問 2)

労働組合法等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A いわゆるユニオン・ショップ協定のうち、締結組合以外の他の労働組合に加入している者及び締結組合から脱退し又は除名されたが他の労働組合に加入し又は新たな労働組合を結成した者について使用者の解雇義務を定める部分は、民法第 90 条の規定により、これを無効と解すべきであるとするのが、最高裁判所の判例である。
- B いわゆるチェック・オフ協定は、それが労働協約の形式により締結された場合であっても、当然に使用者がチェック・オフをする権限を取得するものではないことはもとより、労働組合員がチェック・オフを受忍すべき義務を負うものではないとするのが、最高裁判所の判例である。
- C 労働組合は、組合員に対する統制権の保持を法律上認められ、組合員はこれに服し、組合の決定した活動に加わり、組合費を納付するなどの義務を免れない立場に置かれるものであるが、それは、組合からの脱退の自由を前提として初めて容認されることであるとするのが、最高裁判所の判例である。
- D 労働組合による企業施設の利用は、とりわけ我が国の企業別労働組合にとっては必要性が大きいものであり、使用者は、労使関係における互譲の精神に基づき、労働組合又はその組合員の組合活動のためにする企業の物的施設の利用を、特段の事情がない限り、受忍する義務を負うとするのが、最高裁判所の判例である。
- E 労働組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入となるとするものが、最高裁判所の判例である。

《正解肢 D》

例題2（平成24年度 選択 問5）

1. 社会保険労務士法第17条第2項では、「社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る。）で **A** につき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従って作成されていると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従って作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に **B** することができる。」と規定されている。

この規定によって、社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、厚生労働省令で定める申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面欄外余白に記載することが適当でないときは、その裏面の欄外余白）に審査事項等を **B** することができることとなった。

なお、社会保険労務士法施行規則第13条第1項に規定する厚生労働省令で定める申請書等には、 **C** 等がある。

2. 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額等厚生労働大臣が定める事項を記載し、関係書類とともに帳簿閉鎖のときから **D** 保存しなければならない。

なお、この帳簿の備付け（作成）義務に違反した場合及び保存義務に違反した場合は、 **E** に処せられる。

選択肢

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------|------------|-------|
| ① 1年間 | ② 2年間 | ③ 3年間 | ④ 5年間 |
| ⑤ 30万円以下の罰金 | ⑥ 100万円以下の罰金 | | |
| ⑦ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | | | |
| ⑧ 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 | | | |
| ⑨ 記名押印 | ⑩ 行政指導後作成したもの | ⑪ 掲出 | |
| ⑫ 健康保険新規適用事業所の届出 | ⑬ 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 | | |
| ⑭ 出産手当金請求書 | ⑮ 障害基礎年金・障害厚生年金請求書 | | |
| ⑯ 他人の作成したもの | ⑰ 提出代行者として作成したもの | | |
| ⑱ 摘記 | ⑲ 付記 | ⑳ 自ら作成したもの | |

《解答》

- A ⑯ 他人の作成したもの B ⑲ 付記
C ⑬ 厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 D ② 2年間
E ⑥ 100万円以下の罰金

3 合格発表までの過ごし方

（1）平成24年度本試験における問題の解き方の検証

間違った問題について解答に至ったプロセスを検証し、間違えた原因を把握する。

- （例） ・推論方法の検証
・解き方の検証（消去法 OR ピンポイント方式）

（2）苦手科目の把握と克服

（3）今の知識をキープする

各法律の全体像と考え方をキープする

（方法）テキストの通読、知識キープアップゼミの利用等